

## 令和6年度八戸市山林内危険木伐採支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護し、適正な森林環境を維持するとともに、市民の自主的な森林環境の維持保全の促進を図ることを目的とし、市内の危険木の伐採等の整備を行う者に対して、令和6年度予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において「危険木」とは、気象害、枯損又は過度な成長等により倒木の危険性が高い樹木であり、かつ、倒木等により建造物又は道路に影響を及ぼすおそれのあるものをいう。

### (補助対象事業者等)

第3条 補助対象事業者及び補助金の交付対象となる危険木の伐採等の整備の要件については、別表のとおりとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採等の整備に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の4分の3（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）又は30万円のいずれか低い額とする。ただし、危険木を売却処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除する。

3 補助金の交付は、同一の土地又は同一世帯においての申請は同一年度内において1回限りとする。

### (補助金の交付申請の受付)

第5条 補助金の交付申請の受付は、令和6年6月3日から開始し、令和7年1月31日で終了する。

2 補助金の交付申請は、受付順に整理するものとする。ただし、郵送による申請の場合には、交付申請書が八戸市庁に到着した日を受付日とする。

3 前項ただし書の場合において、交付申請書が八戸市庁に到着した日が休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日という。以下同じ。）に当たるときは、受付日をその日後においてその日に最も近い休日以外の

日とする。

- 4 補助金の交付申請に係る受付は、当該年度の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、前項の規定にかかわらず、受付を終了するものとする。
- 5 交付申請のあった補助金の総額が当該年度の予算の額を超える日に複数の交付申請を受け付けた場合には、当該日の受付に係る交付申請者の中から抽選を行い、交付申請を受理する者を決定する。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりする。

- 2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる書類は、危険木の存する土地の所有者以外の者が申請する場合に限る。
  - (1) 市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（別記第2号様式）
  - (2) 事業計画書（別記第3号様式）
  - (3) 危険木の伐採等に関する承諾書（別記第4号様式）
  - (4) 見積書の写し
  - (5) 位置図（伐採区域を図示したもの）
  - (6) 事業着手前の現況写真
  - (7) 土地所有者が確認できる書類
  - (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 規則第5条による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは補助金を交付しないことを決定し、補助金交付不決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第8条 補助対象事業者は、令和7年2月28日までに危険木の伐採等の整備を行い、補助事業を完了しなければならない。

- 2 危険木を伐採し、補助対象経費の支払を完了した日を補助事業の完了日とする。

(補助事業等の変更の届出)

第9条 規則第7条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、変更等承認申請書（別記第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 前項の補助事業の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金

の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付額の範囲内とする。

- 3 市長は第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更等を承認したときは、変更承認書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の実績報告書は、別記第9号様式のとおりとする。

- 2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書（別記第10号様式）
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (3) 事業完了後の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項の書類は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（確定）

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（交付時期）

第12条 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、補助金請求書（別記第12号様式）による補助対象事業者からの請求に基づき、交付する。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月3日から実施する。

別表（第3条関係）

補助対象事業者	次に掲げる要件を全て満たす個人（個人事業者を含む。）又は法人とする。 （1）市内の森林所有者又は自己の所有する森林でない場合にあつては、当該森林の所有者の承諾を得た者。 （2）過去3年度において市税（市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。 （3）補助金交付決定後から令和7年2月28日までの間に危険木を伐採し、補助事業を完了すること。
補助金の交付対象となる危険木の伐採等の整備	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 （1）森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林であること。 （2）建造物又は道路に隣接し、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある施設に被害を与えるおそれのある樹木であること。 （3）伐採面積が1,000㎡未満であること。